

令和3年度第3回秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会

日時：令和3年12月24日（金） 13時30分～

場所：秋田県森林学習交流館プラザクリプトン

○秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会委員（五十音順）

- 碓子 進 （税理士法人 福士合同会計事務所 税理士）
- 加藤 薫 （一般社団法人秋田県造園協会 会長）
- 熊谷 嘉隆 （公立大学法人国際教養大学 理事・副学長）
- 齋藤 正雄 （公募委員）
- 佐藤 充 （NPO法人環境あきた県民フォーラム 理事長）
- 仙道 一吉 （公募委員）

○県側

- 嶋田 理 （農林水産部森林技監）
- 沼倉 直人 （農林水産部次長）
- 小坂 琢也 （農林水産部林業木材産業課政策監）
- 三森 道哉 （農林水産部森林整備課長）

◇議題

- （1）令和3年度秋田県水と緑の森づくり税事業実施状況について
- （2）令和4年度秋田県水と緑の森づくり税事業計画（案）について

◇報告

- （1）令和4年度森づくり県民提案事業の募集について
- （2）秋田県水と緑の森づくり税と森林環境税・森林環境譲与税について
- （3）令和3年度のナラ枯れ被害の発生状況について
- （4）森林資源の循環利用と再生林の推進について

1 開会

事務局が開会を宣言

2 あいさつ

嶋田森林技監があいさつ

3 委員会の成立

事務局が委員 10 名のうち 6 名の出席により委員会が成立していることを報告。

4 議題

議題 1) 令和 3 年度秋田県水と緑の森づくり税事業実施状況について

事務局から資料 1 について説明。

熊谷会長

説明ありがとうございました。ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問等お願いします。

碓子委員

資料 1 の P 2、森林環境教育推進事業の森林環境学習活動支援事業と普及啓発事業の年度当初の予算額が、P12 と P15 の予算額と整合性がとれていないのは、なぜでしょうか。

事務局（村川副主幹）

P 2 の森林環境学習活動支援と森林環境教育指導者養成の予算額を合わせた額が、P12 に記載のある額と整合性がとれるようになっていきます。普及啓発事業は、P15 には抵抗性マツの開発に関わるものを含んでいない額を記載していただきましたのでその分ずれています。

熊谷会長

矛盾はないということですが、記載の仕方に読み取りづらい部分があったということですね。整合性に問題はないということで理解しました。

碓子委員

市町村の森づくり活動支援の実績見込みが 50 % 程となっているが、なぜでしょうか。

事務局（加賀谷主幹）

事業主体が市町村ということもあり、コロナの影響によりいろいろな面から事業の実

施に慎重になり中止としたことなどにより、当初に比べて実績が半減という結果になったものです。昨年度は 15 件の申請のうち 5 件の実績となっておりますが、今年度は 16 件のうち 8 件実施していますので、一歩前進した形になっています。

熊谷会長

どうしても公的機関がやる事業ですから、リスクに配慮しなければなりません、印象としては、ずいぶん下がってしまうものだと感じています。

11 月時点の実績ですし、まだまだ進行中のものもあるということで、次の委員会で最新の進捗状況を示してくださるかと思います。事務局どうでしょうか。どのくらいの進捗で落ち着きそうでしょうか。

事務局（三森課長）

額については、11 月時点のものでほぼ変わらないものかと思います。具体的なものについては次回示したいと思います。

議題 2) 令和 4 年度秋田県水と緑の森づくり税事業計画（案）について

事務局から資料 2 について説明。

熊谷会長

基本的には、今年度事業と同様の内容で実施するという理解でよろしいかと思います。みなさん、よろしいですか。

佐藤委員

針広混交林化、広葉樹再生、マツ林・ナラ林等景観向上、ふれあいの森の令和 4 年度事業計画量が減っているなという印象があります。

事務局（加賀谷主幹）

事業量について、マツ林・ナラ林景観向上が一番多く減っていますが、これについては、昨年度のナラ枯れ被害に比べて、今年度のナラ枯れ被害が減ったことから市町村からの要望が少なくなったと考えられます。

それから、針広混交林、広葉樹再生、ふれあいの森につきましては、スタート地点からやっているメニューであり、市町村の方である程度見通しを付けながらやっている中で、今回減ってきているのだと感じています。

また、森林環境譲与税が令和元年度からスタートし、市町村の方でも手入れの行き届かなかった森林整備をある程度できるようになったことも、事業量が減ったことの要因であると考えています。

佐藤委員

水と緑の森づくり税という名称にもあるとおり、水に着目した事業として、例えば木育等の中に森林水源涵養体験活動として含めることは可能でしょうか。

資源という視点で、行政の中で水資源に対して関わっているセクションがないと感じており、あるとすれば農林水産部でやっている土地利用の取引なのではないでしょうか。それだと関係者だけしか知らない内容になってしまいます。

一般の方に対し、水源涵養の大切さを知ってもらうには、このソフト事業の中でやっていくのが望ましいのかなと思っていますので、検討をお願いします。

熊谷会長

とても建設的なご提案だと思います。事務局いかがでしょうか。

事務局（加賀谷主幹）

貴重な意見ありがとうございます。

土地利用の関係では、当課の方でやっている水源条例があり、水源地域における外国資本による土地売買等を事前に把握するための届出制度があります。

水源の機能は、森林の多面的機能の中の一つでもありますし、森林の機能を普及啓発するという意味でとらえれば可能かと考えますので、検討していきたいと思います。

事務局（三森課長）

水源のことに關しては、市町村等の森づくり活動支援事業を活用し、美郷町の方で普及啓発活動として、水源のことに關するシンポジウムを開催しております。小学生・中学生には副読本も配布し、水と森林の關連性を知ってもらうようにしております。

熊谷会長

本委員会は水と緑の森づくりということで、水源を意識した名称になっているのは確かです。一方で、県民の方からは、自分の身近な生活として考えると、いまいちピンとこないところがあるかもしれないですね。

水が森によって浄化されて自分達に提供されていることは、身近感が非常にあるので、それだったらしっかり税金を払うということの意味も理解していただきやすいのではないかと思います。

また、美郷町のような普及啓発活動については、本委員会の性質からして強化してしかるべきだと思います。

熊谷会長

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題2については以上ですが、議題1・2を通して何かありますか。

碓子委員

県民アンケートに関してですが、対象者はどのように抽出しているのでしょうか。

事務局（加賀谷主幹）

県民1,000名については、県民意識調査と同じく各市町村で無作為抽出をしています。

事務局（村川副主幹）

企業については、各市町村から情報提供いただいて、その中から無作為抽出してアンケートを送付しています。

碓子委員

林業事業体の方には送付しないのでしょうか。

事務局（加賀谷主幹）

林業事業体を中心ということではなく、市町村からいただいた情報の中から万遍なく選んで送っています。

熊谷会長

県民の場合は、全県民から無作為抽出する形なので、かなり正確な意見が聞きとれますが、企業の場合は情報提供があった企業から抽出することなので、県内企業の意見がすくいとれるのかという意見ですよね。

林業関係の方の意見というのも極めて重要なので、そこらへんを別枠で検討する必要がありますね。

事務局（加賀谷主幹）

林業関係では、日頃から森林ボランティア団体や林業事業体等から、いろんな意見をいただいておりますので、そういったものも反映しながら作成していきたいと思えます。

加藤委員

3,130万の減額は翌年度に繰越になるのでしょうか。

事務局（加賀谷主幹）

減額して、この額を使わなくなった場合には、県の2月議会にかけて減額し、基金の方に戻すという対応をさせていただきます。

熊谷会長

他にいかがでしょう。よろしいですか。それでは議題については以上とします。次に報告事項に入ります。

5 報告事項

1) 令和4年度森づくり県民提案事業の募集について

事務局（村川副主幹）

資料3に基づき報告。

熊谷会長

県民提案事業についてですがいかがでしょう。よろしいでしょうか。

2) 秋田県水と緑の森づくり税と森林環境税・森林環境譲与税について

事務局（加賀谷主幹）

資料4に基づき報告。

熊谷会長

ありがとうございます。森林環境税に関する事業を市町村が行った場合に、市町村にまわすだけの人材がいるのかどうか悩ましいところですが、県の方でしっかりとサポートを行い、実施していくものかと思います。

仙道委員

当該税によって手をかけられない人工林の整備をしていこうという着眼点は、非常に良い取組かと思いますが、実際、林業が低迷している中で境界が分からないという人が増えています。境界を知っている人は山にいけない・歩けない、現場に行ける人は境界を知らないという状況になっている問題があります。

また、森林所有者が高齢化しています。きちんと相続がされていないなどの問題もあります。事業を実施して行くには、このような権利問題等の課題があると思うので、それを改善するシステムが必要なのではないでしょうか。

熊谷会長

これについては、簡単な問題ではないというご指摘かと思えます。いままでの延長線上でやるのではなく、現場に即した地域の実情にしっかり足をおろしたきめ細やかなことが必要であり、その出発点として境界・所有者・亡くなった方の森林に対する制度的な仕組みづくりについて、踏み込んで議論していかなければならないと思えます。

事務局（加賀谷主幹）

非常に貴重な意見であり、今抱えている課題を出していただいたものだと思います。森林経営管理制度は、森林経営管理法という法律に基づきながら、市町村が主体的になって森林整備を進めているところですが、やはり、境界確認に非常に難儀しています。

県としましては、市町村と連携し、令和2年度から航空レーザ計測というものを実施しております。これは、飛行機からレーザを照射し、地上の地形や森林情報が分かるというもので、それが今後の境界確認や森林整備に役立つものになってくると考えております。市町村でも独自に実施しているところがありますので、これが進んでいくと境界確認のひとつのツールになると考えています。

また、先ほど森林所有者が分からないという意見もありましたが、森林経営管理法の中には、森林所有者等が分からない場合、法律に基づいて手続きをすれば事業ができることになっており、そのような制度もこの法律の中にあります。

未登記・後継者不明については、既存の法律の中では対応できないということで、国が横断的な協議会を開催しておりまして、少しずつではありますけれども進んできている状態となっています。

熊谷会長

これについては、全国的な課題になっていると思えます。他県の取組情報を取り入れることもしていくべきだと思います。

3) 令和3年度のナラ枯れ被害の発生状況について

事務局（佐藤主幹）

資料5に基づき報告。

熊谷会長

先ほど説明のあった来年度の事業面積等については、この報告が根拠となるかと思えます。皆様いかがでしょうか。

仙道委員

令和3年度の被害量は約37,000本程とありますが、ドローン・飛行機を使っただけでの調査なのではないでしょうか。それとも目視で実施しているのでしょうか。

実際に林道に入ると人目に触れないところに被害木が結構見受けられたので気になりました。

また、国有林と被害情報を共有していくことも必要ではないでしょうか。

事務局（佐藤主幹）

調査は目視で行っており、出先機関の地域振興局にお願いし、市町村・森林組合と手分けして調査を実施しています。

また、上空探査というものもあり、その結果についても昨年度より少なくなっております。それと仙北地区においては、仙北地域振興局が事務局となり、国有林と協議会を開いており、情報共有を図っています。

熊谷会長

非常に費用がかかることなので、既存の情報伝達というのをしっかり共有しつつ、やっていただければと思います。

4) 森林資源の循環利用と再生林の推進について

事務局（小坂政策監）

資料6について報告

熊谷会長

説明ありがとうございました。P2については、先ほど、仙道委員から指摘のあった森林所有者の話にも関連してくるかと思えます。この部分については、引き続き検討していかなければならないと思えます。皆さんいかがでしょうか。

齋藤委員

国道・県道でスギを満載した車が年中走っていますが、その行き先と目的について教えていただきたい。

また、皆伐後の再生林についてですけれども、民有林であれば皆伐後は、ほとんど伐ったままのように見受けられます。民有林の再生林はどのように進めていくのでしょうか。

事務局（小坂政策監）

原木の用途については、県内で生産されたものの7割ぐらいは製材・合板用、残りはチ

ップで、その大半がバイオマスに使われています。また、運ばれている木材のほとんどは製材・合板用であると感じています。

再造林については、コンテナ苗というものがあり、植栽時の労力が軽減されるほか、活着率もいいことから、県としてはこれを推奨してきたいと考えております。

ただ、コンテナ苗の設備は、初期投資が高く苗木が高くなるという課題があるので、それを解決するための検討を進めているところです。

熊谷会長

再造林を民有林でも進めていくということですが、この基金をつくった背景として、基金を森林整備にしっかり活用し、森林所有者等とも連携をとっていくということもございます。皆さまいかがでしょうか。

仙道委員

今から50年前の造林最盛期と、現在では何が違うのか考えてみたいと思います。

当時は林業に夢がありました。木材価格もそれなりにあり、農山村には各集落に農閑期活用型の労働力がありましたので、その労働力を活用し造林が行われていました。時代の変遷により今の農山村にはその労働力がありません。

今、森林所有者がスギ60年生人工林1haを皆伐すると、そこからの収入は約150万円程になります。造林補助金があるとはいえそこから、植栽経費を支出し、その後の下刈りを5年程度実施すると、あっという間になくなってしまいます。

ですから、費用対効果を考えると、森林所有者は林業に投資することは、あえてしない、出来ないということだと思います。

ただ、植えないと資源が枯渇してしまいますので、再造林を進めないといけません、そのためには、木を伐った人がその責務を負わないと再造林は進んでいかないと思います。

今、森林所有者も相続や後継者などの課題もあり不安定な状態です。だからこそ、県に登録している「意欲と能力のある林業経営者」が、それを担うために登録しているのではないのでしょうか。そのためには、最初から植えることを前提にした一貫作業による伐採を進めるべきだと感じています。森林所有者が自ら再造林を進めていくことは現実的に困難です。

再造林する際には、国からの補助金68%を主体に、市町村や業界の支援、県の支援等により、森林所有者に負担をかけずに、次の世代に残す森林を作っていこうという考えで進めなければいけないのではないのでしょうか。そこに、森づくり税でも応援することが、昨年もお話ししていますが必要だと感じています。

森林の管理は、森林所有者の責務かもしれませんが、森林は公共財でありますので、将

来の本県のためにも皆で力を合わせて適正な森林を残すべきだと思っています。

また、県営林等も伐採後、再造林が実施されている箇所は少ないと感じていますので、それについても、再造林を進めてもらいたいと思います。

熊谷会長

ありがとうございます。まさに、そういった状況下で、国の方でも森林環境譲与税の創設などで動き出しています。地域の課題に対し、的確な手をうっていく。それを、再造林に結びつけていき、災害防止にも役立てていくということが重要であると思います。

事務局（三森課長）

仙道委員から話のありました再造林対策については、森づくり税の使途にしていくということを、次回の第4回基金運営委員会において、議論したいと考えております。

また、ナラ枯れの話もありましたが、現在は白骨化した立木を、安全面や景観の面から事業を実施しておりますが、それを一步踏み込み、虫が実際にいる木やその回りの健全木等も含め、蓋然性の高い対策もできないか検討しているところでありますので、次回の委員会で方向性を示していければと思います。

熊谷会長

そういった意味では、仙道委員の指摘もタイミングが良かったと思います。今までのやり方だけでなく、新たな手法も必要になってくるということになるかと思います。

ほかに、何かありますか。

それではこれもちまして、報告事項を終了したいと思います。みなさん、今回も良い意見等ありがとうございました。

事務局（加賀谷主幹）

熊谷会長、ありがとうございました。また、皆様には貴重な意見をいただきありがとうございます。

本日のご意見を反映させ、次回の基金運営委員会では、第4期5箇年計画の方向性を示させていただきたいと考えております。また、3月中旬頃に開催する予定としておりますので、ご出席をお願いいたします。

それでは、これもちまして令和3年度秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会を閉会します。